



鳥取県公報

令和3年3月31日（水）
号外第45号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 車両制限令による道路等の指定（2件）（166・167）（道路企画課）・・・2
- ◇ 公 告 飼料の試験の結果の公表（畜産課）・・・2

告 示

鳥取県告示第166号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 道路の種類 | 路線名 | 指定する道路の区間 | 指定する期日 |
|-------|------|--|----------|
| 一般国道 | 178号 | 岩美郡岩美町陸上字平磯1853-1地先から同町大字岩本字中縄手589-1地先まで | 令和3年4月1日 |
| 〃 | 313号 | 倉吉市福光字屋敷畑94-8地先から同市和田字沼551-1地先まで | 〃 |

鳥取県告示第167号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

| 道路の種類 | 路線名 | 指定する道路の区間 | 指定する期日 |
|-------|---------|------------------------------------|----------|
| 一般国道 | 313号 | 倉吉市福光字屋敷畑94-8地先から同市和田字沼551-1地先まで | 令和3年4月1日 |
| 県道 | 倉吉赤碕中山線 | 倉吉市秋喜字四反長313-1地先から同市福光字屋敷畑94-8地先まで | 〃 |

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、令和3年3月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和3年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 製造事業場の所在地及び名称 | 収去場所 | 飼料の名称 | 製造年月 | 試験項目 | | 違反の有無及び違反の内容 |
|------------------|--------------------------------|-------|------------|------|--------------------|--------------|
| | | | | かび毒 | デオキシニバレノール及びゼアラレノン | |
| 東伯郡琴浦町 川東飼料組合 | 東伯郡琴浦町金屋大 高谷22-83 川東飼料組合 | TMR | 令和3年 3月 | かび毒 | デオキシニバレノール及びゼアラレノン | 無 |